

要 請 書

無実の石川一雄さんが、でっち上げ不当逮捕されてから5月23日で57年になり、24才だった石川さんは81才になられ、第3次再審請求からも14年が経過した。今や225点を超える新証拠が出され、すべてが、石川さんの無実を明らかにしている。

2016年8月及び2018年8月に出された二つの下山鑑定は、第1鑑定においては、インクの色素分析・ペーパークロマトグラフィー検査を行い、第2鑑定はインクの蛍光X線分析検査を行い、発見された万年筆と被害者が使っていた万年筆のインクの成分が全く違うことを科学的に完全に証明しきり、まったくの別物・偽物であると証明した。無実を完全に証明する「新規かつ明白な証拠」である。直ちに下山進博士に対する鑑定人尋問・事実調べが行わなければ、法の正義に著しく反すると言わざるを得ない。第2鑑定は、後藤眞理子裁判長が就任後に提出されている。この科学的鑑定を前にして2年、定年退官を迎えんとする中で未だに鑑定人尋問を行おうとしていないことは、不正義極まりない。部落差別にもとづく差別裁判であると断ぜざるを得ない。

確定判決である2審寺尾判決は、石川さんと弁護側が再三にわたりこの裁判が部落差別にもとづく差別裁判であることを訴え続けたにも拘らず、1審検事論告と1審内田死刑判決が石川さんの部落民としての生い立ちと「犯罪」とを結び付けて極悪の差別性を露呈していたことに対して、部落問題を意図的に抹殺するという形で、より一層むき出しの差別的本質をあからさまにしていた。石川さんと部落大衆の差別に対する怒りの声を聞きながら、それを自覚的に抹殺し、そうすることで差別を徹底的に貫こうとしていたのだ。絶対に許せない。さらに許せないことは、その後の最高裁・第1次再審・第2次再審、そして第3次再審の今に至るまで、57年、寺尾判決から46年にわたり、この極悪の部落差別・差別裁判を、徹頭徹尾開き直り続けていることである。下山鑑定を前にして、事実調べすらしようとしない後藤裁判長の姿こそ、その差別性をあからさまに表しているのだ。絶対に許せない。

今、新型コロナ感染拡大は、資本主義と人類の存続は相いれないことを知らしめ、「命より金」の新自由主義は「感染症対策」すらまともにできず、社会を崩壊的危機に陥らせている。貧困と格差、大失業と困窮、生きることさえ困難な状態の強制、さらに星野文昭さんへの獄死攻撃、植木団地への「部落民は甘えるな」という差別判決、関西生コン支部への組合破壊の大弾圧、JRにおける運転士・車掌の廃止、鉄道業務の全面外注化の大合理化、中労委の調査なき却下・棄却命令、これら労働組合つぶしと労働組合のない社会を作ろうとする攻撃、そして未だに狭山再審を開始しようとしないう東京高裁の姿、これら全体が安倍の追い詰められた改憲・戦争攻撃だと言わざるを得ない。安倍政権は、資本家階級の延命とそのための戦争体制しか念頭になく、「緊急事態宣言」を改憲・戦争の突破口にしようとしている。絶対に許すわけにはいかない。日本の労働者階級の闘いは、この攻撃を打ち破りながら、前に進んでいる。労働者・人民の怒りは、安倍の「守護神」黒川弘務東京高検検事長の定年延長の閣議決定、検察庁法改悪策動を破たんし追い込み、政権と「アベ友」企業が結託した国家財政の横領が次々と暴かれ、人民の怒りはますます燃え盛っている。「賭けマージャン」黒川弘務が、2019年1月東京高検検事長に就任し、狭山第3次再審の棄却策動を指揮してきたことは絶対に許さない。

後藤眞理子裁判長が、鑑定人尋問も行わずに6月に退官することなど絶対に許されない。

私たち東京西部労働組合交流センターは、改憲・戦争阻止！大行進運動の先頭に立ち、全国水平同盟と固く団結し、安倍政権を打ち倒し、石川さんの完全無罪を必ず勝ち取る決意のもと、以下要請する。

- 1 直ちに狭山裁判の再審を開始せよ。
- 2 本人尋問・下山鑑定人尋問をはじめ、証拠・証人、現場検証などの事実調べを直ちに行え。
- 3 真実を明らかにするため、検察に全証拠の開示を直ちに命令せよ。

以上強く要請する。

2020年6月18日

東京高等裁判所 第4刑事部 後藤眞理子裁判長殿

東京西部労働組合交流センター 代表 松田元司